

## 矯正局及び矯正管区の情願処理体制について

### 矯正局における処理体制

情願処理上の担当業務：受付等，調査指示，実情調査，裁決  
情願処理担当者数 矯正監査室長ほか 7 名

#### 矯正監査室の業務

- ・ 矯正施設の巡閲及び監査に関すること。
- ・ 被収容者の不服及び苦情の処理に関すること。

(法務省組織規則第 9 条第 2 項)

### 矯正管区における処理体制

情願処理上の担当業務：実情調査

#### 情願処理担当者数

札幌	矯正管区	保安課員 1 名
仙台	矯正管区	保安課員 1 名
東京	矯正管区	不服審査調査官 1 名及び保安課員 3 名
名古屋	矯正管区	不服審査調査官 1 名及び保安課員 1 名
大阪	矯正管区	不服審査調査官 1 名及び保安課員 2 名
広島	矯正管区	保安課員 1 名
高松	矯正管区	保安課員 1 名
福岡	矯正管区	不服審査調査官 1 名及び保安課員 1 名

必要により上記担当職員以外の者が応援する等して対応している。

#### 矯正管区保安課の業務

- ・ 被収容者の規律，警備その他矯正施設の保安に関すること。
- ・ 被収容者の収容，拘禁，処遇，移送及び釈放に関すること。
- ・ 矯正の事務に従事する職員の点検，礼式及び非常訓練に関すること。

(矯正管区組織規則第 9 条)

#### 不服審査調査官の業務

- ・ 被収容者の不服及び苦情の処理に関する事務

(同規則第 11 条)